

最近のインドネシアの経済動向について

2012年4月18日

インドネシアでは、3月下旬以降、プレミアムガソリン(補助金付きガソリン)価格の動向が、政治動向、インフレ動向、金融政策の先行きを考える上で注目されています。国会は、4月1日(現地、以下同様)からの値上げ案を却下し、条件付きの値上げ案を採用しました。本会議での決定が有権者寄りに修正されたことから、政治が「人気取り」政策に向かいやすくなるとの憶測が出やすくなっているようです。一方、プレミアムガソリン価格の値上げが起きるにしても先送りされたことから、当面、インフレ率は安定推移する見込みです。また、プレミアムガソリンの値上げが実現した場合でも、預金準備率の引き上げなどの措置があるかもしれませんが、政策金利は現状水準で維持される可能性が高いものと思われます。

<国会は33%値上げ案を却下>

インドネシア国会は3月31日未明、2012年度修正予算案の審議において焦点となっていたプレミアムガソリン(補助金付きガソリン)価格について、4月1日から33%値上げするという政府案を修正し、条件付きで値上げを認めることを決定しました。政府のプレミアムガソリン値上げ案に対しては、3月26日の週に国民の反対が強まり、デモが過激化しました。連立6党のうち第2党のゴルカルが3月29日に、上記の政府案に反対の意思表示を行ったことを契機に、連立与党の足並みが乱れ、最終的には政府案は却下され、条件付きの値上げという妥協案に至りました。

<プレミアムガソリン価格値上げの可能性は残る>

国会の決定内容は、ICP(インドネシアの原油価格の基準)が6カ月間で、予算前提の105ドル/バレルより15%以上高くなれば(=120.75ドル/バレル以上)、プレミアムガソリン価格の値上げを認めるというものです。

また決定の翌日4月1日には、アグス財務相とハッタ経済担当調整相は、ICPが4月に135ドル/バレル以上になれば、6カ月間のICPの平均は4月終了時点で120.75ドル/バレルを超えることになり、政府はプレミアムガソリン価格を33%引き上げられるとの見解を示しました。この発言からは、過去6カ月間の平均値を前提としていることがうかがえますので、プレミアムガソリン価格が今後最低6カ月間据え置きになるわけではなさそうです。

仮に4月、5月の平均ICPが125ドル/バレルと想定すると(3月平均128ドル/バレル)、5月終了時点で値上げ判定ラインの120.75ドル/バレルを超える計算になります。もっとも4月に入って原油市況はやや下落していますので、プレミアムガソリンの値上げがあるにしても早くても6月以降ではないかと想定しています。

一方、政府は、排気量1300cc以上の自家用車に対して、プレミアムガソリンの使用を禁止する方向で調整を始めた模様です。政府は5月にはこの禁止措置を実現させたいと考えているようです。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

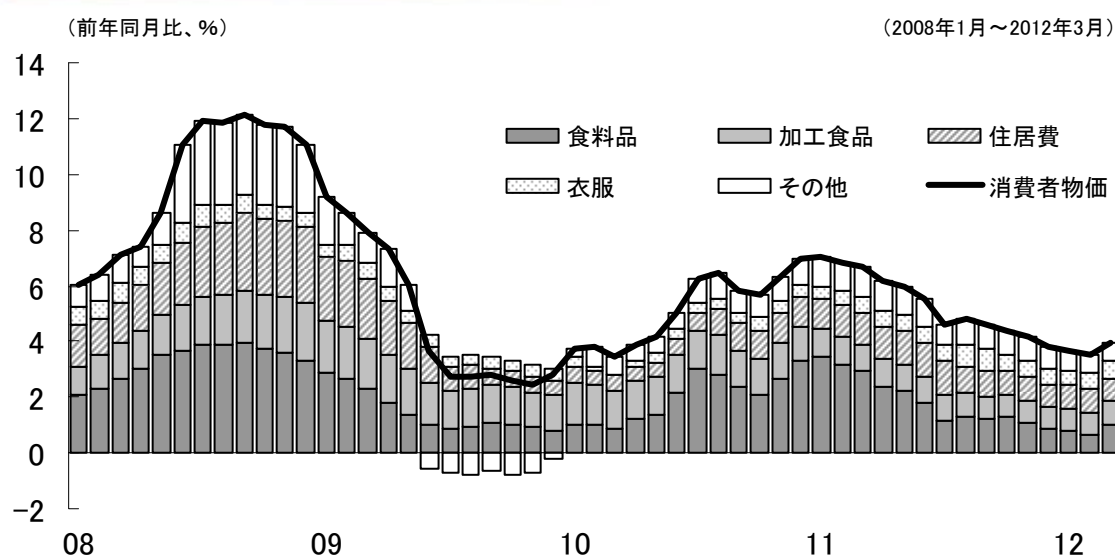
■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

<政策金利は維持される見込み>

中央銀行は、政府によるプレミアムガソリンの値上げによってインフレ率が加速するにしても一時的な動きであり、金利政策はこうした一時的な動きには対応させないという考え方を表明しています。足元では、3月の消費者物価指数は前年同月比4.0%上昇となり、11カ月連続でターゲット(2011年:4~6%、2012年:3.5~5.5%)内に収まっています。一方、プレミアムガソリンの値上げなど特殊事情によって短期的にインフレ率が加速する場合には、中央銀行は流動性の管理を強化する方針を打ち出しています。具体的には、預金準備率の引き上げなどの措置がとられる可能性があると思われます。

インドネシア 消費者物価の推移



(出所) Bloomberg、CEIC

以上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.20750%（但し、最低2,625円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会